

## 都市再生総合整備事業等に係る事後評価実施要領細目

### 第1 事後評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、「都市再生推進事業制度要綱」（平成12年3月24日 建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号）でいうところの都市再生総合整備事業における都市再生総合整備事業（総合整備型）、都市再生総合整備事業（拠点整備型）のうち都市拠点形成特定事業調査を除く事業、及び先導的都市整備事業における市街地環境整備事業のうち市街地環境整備特定事業調査を除く事業とする。

### 第2 事後評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

#### 1 「事業完了」の定義

原則として国庫補助事業が完了した時点とする。

#### 2 「事業の単位」の定義

原則として都市再生総合整備事業（総合整備型）においては都市・居住環境整備重点地域を、都市再生総合整備事業（拠点整備型）及び市街地環境整備事業においては整備地区を1つの事業単位とする。

### 第3 評価の実施及び結果等の公表（実施要領第4 関連）

#### 1 事後評価の実施主体

(1)事後評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体等とする。

(2)同一事業単位において事業主体が複数ある場合には、各事業主体が共同で事後評価を行うものとする。

(3)事後評価の実施主体は、関連事業の実施主体と調整し、事後評価を実施するものとする。また、間接補助事業については、地方公共団体が事後評価を実施するものとする。

#### 2 「事後評価に係る資料」の内容

「事後評価に係る資料」は、対象地域の事業課題、事業対象地域の整備方針、補助対象事業の名称・規模・事業費等に加え、別に定める「都市再生総合整備事業等に係る事後評価の項目・内容（案）」に基づき評価を実施した資料とする。

#### 3 改善措置の実施主体

事後評価の実施主体が改善措置を実施する。ただし、間接補助事業については、事後評価の実施主体と管理主体等の協議により改善措置の実施主体を決定する。

#### 4 結果等の公表方法

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領第4の2に規定された「対応方針等の公表」の方法は閲覧等によるものとする。

#### 第4 評価の方法（実施要領第5 関連）

評価は、別に定める「都市再生総合整備事業等に係る事後評価の項目・内容（案）」を用いて行うものとする。

#### 第5 施行期日

本細目は、平成16年3月16日から施行する。

都市再生総合整備事業等に係る事後評価の項目・内容（案）

評価の視点	評価項目	評価内容
費用対効果の算定基礎となった要因の変化	費用対効果の算定基礎となった要因の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業採択時評価の際の費用対効果の算定基礎となった要因の変化を明らかにする</li> <li>・変化があった場合には効果が見込めるか等を確認する</li> </ul>
事業の効果の発現状況	地域・地区の評価	・都市・居住環境整備重点地域等について、数値指標等により都市の再生・再構築の達成度を確認する
	事業のシナリオの評価	・特定地区（整備地区）及び補助対象事業が都市再生の推進、新たな都市拠点の形成のトリガーとして貢献していることを確認する
	補助対象事業の有効性	・直接的に実施した事業（補助対象事業）の有効性を定量的に確認する
事業実施による環境の変化	生活・居住環境への影響	・生活・居住環境への影響を確認する
	自然環境に対する影響	・自然環境への影響を確認する
社会経済情勢の変化	関連計画、関連事業の状況の変化	・関連計画、関連事業の状況の変化（関連事業の中止、計画変更、事業の遅延等）について確認する
	社会経済状況の変化	・社会経済状況（市町村全体での各種統計指標）の変化について確認する
	事業環境等の変化	・当該事業の必要性、住民のニーズ等に関する変化について確認する
今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性	・今後の事後評価の必要性について明確に説明し、今後事後評価が必要となる場合には、その時期、方法を明記する
改善措置の必要性	改善措置の必要性	・改善措置の必要性について明確に説明し、改善措置が必要となる場合には、その内容を明記する
同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地区の事業計画等に反映できるようなことがあれば記載する</li> <li>・評価手法について見直すべき点（評価項目・内容の追加や削除等）があれば記述する</li> </ul>